

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○山下委員長 次に、長妻昭君。

○長妻委員 長妻昭です。よろしく願いをいたします。

今日は、国家公務員制度担当の松本大臣も来ていただいております。

非正規雇用について、まず質問させていただきたいと思えます。

日本の私は最大の問題の一つが、雇用の不安定化。つまり、非正規雇用をどんどんどんどんどん野方図に増やしてしまつた。そして、そういう方々は、年々ともにお給料が上がらずに、老後も大変な今不安に見舞われている。

一九九〇年代に、経団連の前身の経済団体が、雇用のポートフォリオ論、柔軟型雇用というレポートを出しました。つまり、企業が業績が悪くなったときに、人件費が重荷になるから、それをすぐに解雇できる、そういう便利な社員をいっばいつくるということが国際競争力を高めることだ、そしてまた景気がよくなつたら、そういう社員をばつと雇う、こういうようなことをレポートとし

て出して、そして自民党が飛びついて、労働法制をどんどんどんどん緩めていった。労働法制は岩盤規制だと言つた総理大臣もおられます。それで、日本の雇用がこれほどまでに劣化した。私は、戦後の自民党の失政の大きな一つがこの問題だといふふうに思っています。今や、働く人の四割が非正規雇用になっておられるということです。

それに実は追従をして、国家公務員も非正規雇用をどんどんどんどん増やしている。例えば、省庁によつては半分以上が非正規雇用、契約職員という省庁もありますし、安定雇用をつかさどるハローワークにおいては六割を超える人が非正規公務員、契約職員、こういう、相当雇用が劣化をしているということでありませう。

そこで、まず厚労省にお伺いしますけれども、今、民間に対して正規職員を増やすための施策とこのはやつておりますでしょうか。

○大隈政府参考人 お答えいたします。
非正規雇用労働者の方々の希望に応じた正社員への転換を推進することは重要であると考えております。

このため、パートタイム・有期雇用労働法第十三条では、非正規雇用労働者について、通常の労働者への転換を推進するために事業主が講じなければならぬ措置を規定しております。具体的には、通常の労働者の募集を行う場合の周知、通常の労働者の配置を新たに行う場合の希望を申し出る機会の付与、一定の資格を有する者を対象とした通常の労働者への転換のための試験制度を設けることなどの措置のうち、いずれかの措置を講

じなければならぬとされております。

また、厚生労働省といたしましては、非正規雇用労働者を正社員に転換した事業主に対するキャリアアップ助成金による支援などを行つておりまして、引き続き、非正規雇用労働者の方々の希望に応じた働き方の実現に向けた取組を進めてまいります。

○長妻委員 今るる答弁していただいたとおり、民間に対しては、あの手この手で非正規雇用から正社員に転換する、そして正社員を多く採用してほしい、その比率を高める、こういう取組を相当、陰に陽に強く働きかけ、法律まであるんですね。ところが、国家公務員や地方公務員、相当、非正規比率が民間平均よりも高い部門もたくさんあるわけで、そこは手つかずになっているわけでございます。

これは、地方公務員について調べていただきました。一ページでありますけれども、これは初めてこういう資料が出るんだと思いますが、最新のものではあります。東京二十三区の区の職員の中に占める非正規雇用、契約職員の比率ですけれども、例えば四割前後になっているのが、相当高い、文京区、あるいは荒川区、あるいは葛飾区というものもあります。

これはちよつと統計の取り方が、かなり絞つて取つているので、私が知っている区の区長さんとお話したところ、半分以上がうちにはもう非正規職員になっている、こういうようなこともおっしゃる方がおられるわけですね。

そこで、今日、総務省に来ていただいております。

すけれども、例えば地方公務員における非正規雇用、比率がどんどん上がっておりますし、相当高い、自治体によってはありますけれども、こういう公務員の非正規雇用も、やはり、比率を減らして、正規職員を増やす、こういう方針がもちろんありますよね。

○加藤政府参考人 地方公務員としての個々の職にどのような職員を任用するにつまましては、各自自治体において、対象となる職務の内容や責任などに応じて適切な任用制度を選択していただくべきものでございます。各自自治体が、これらの要素を考慮の上、それぞれの責任で、必要な行政サービスを提供できる体制を確保していただくことが重要であると考えております。

もつとも、非常勤職員を常勤職員として任用するには、地方公務員法に基づき、採用試験などにより、常勤職員としての能力の実証を行う必要がございます。

こうした状況も踏まえまして、総務省では、政府方針に基づきまして、能力実証を経た会計年度任用職員の常勤化に資する事例集、これを昨年九月に取りまとめまして、各自自治体の普及促進などを図っているところでございます。

○長妻委員 そうすると、総務省にお伺いしますが、正規職員を増やす、こういう方針がある、そして、それを地方自治体にお願いをしていくという事は間違いないですね。

○加藤政府参考人 正規職員を直ちに増やすというふうなことではございません。

それぞれの団体でどのくらいの公務員定数、た

だ、その中におきまして、会計年度任用職員、非常勤職員の中にも常勤職員として十分にこなしていける方がいらつしやる、そういうふうな場合もある、あるいは、会計年度任用職員を雇用する中でそういう方もいらつしやるという中で、そういう方につきましては能力実証を経た上で公務員化できる、そういうふうな形について普及促進を図っているところでございます。

○長妻委員 普及促進を図るといのは、だから、正規職員を増やす、こういう方針があるのかどうかということなんです。私は、ないと聞いています。

○加藤政府参考人 方針というふうなことでございますすれば、そこまでのものはございません。

○長妻委員 松本国家公務員制度担当大臣に来ていただいておりますけれども、国の省庁も含めて、半分以上が非正規職員の省庁もあるんですね。民間平均も超えているということ。

そして、実は、先ほど申し上げた、民間に対しては正社員化、正社員を増やしてくださいという法律の中に、二十九条に、国家公務員や地方公務員は除外しますという条文が入っているんですね。あえて除外をしているわけで。でも、私は、

この条文も削除してほしいと思うんですが。民間には増やせ、増やせと言って、模範となる自分たちはそういう方針はない。国家公務員にもないというの、今月、松本大臣に質問したときに御答弁いただきました。

そこで、是非、松本大臣に前向きな御答弁をいただきたいんですが、やはり公務員も、どう考え

ても、安定雇用と不安定雇用だったら、やはり安定雇用を推進する、これはもう公務員だろうが民間だろうが当たり前のことだと思っんですよね。公務員も例外でなくて、不安定雇用よりも安定雇用を推進するんだ、こういうようなことを是非御答弁いただきたいと思えます。

○松本（尚） 国務大臣 ありがとうございます。委員御指摘の点は、非常によく、その懸念の部分はよく理解をするところであります。

前回もお話ししたと思いますが、各府省庁のいろいろな多様な働き方があって、それに合わせて雇用していく必要が一点あるのと、それから、それを、我々としては、いろいろな機会を通して門戸を広く出しているということは御理解いただきたいと思えます。

ただ、その門戸を開くときに、ペーパー試験があったり、あるいは選考試験があったり。試験がある以上は、何か枠をはめてこうしなければならぬということとはなかなか難しい。なぜならば、試験にクリアできない人までを入れて数を確保するというやり方は、公務員のありようとしては不適切だろうと思うからであります。

一方で、安定的に国家公務員を雇用するということは、これは民間でも国でも地方自治でも同じことだろうと思えますから、それについては前向きに検討はしていかなければいけないと思えます。前提としては、ずっと公務員の数を減らされてきたところに多少問題があると思えます。ここ数年というか、しばらくの間少しづつは増えていまして、すけれども、やはり、正規雇用を増やす意味では、

定員をいかに増やしていくかという議論を、是非、国会の中でもやっていただきたい。

その中で、我々は、正規雇用を増やしていくというのであれば、優秀な人たちをちゃんと我々国家公務員の中に入れていくということは、これは国全体の利益に資することだと思いますので、その辺りのところは、是非、立法府の中でも御議論をいただきたいというふうに思っております。

○長妻委員 ありがとうございます。少し前向きな御答弁をいただきました。

これで松本大臣はお帰りいただいて結構です。ありがとうございます。

○山下委員長 松本大臣は御退席されて結構です。

○長妻委員 そして、先週、日本で孤立死の年間人数が発表されました。これは、私が国会で、孤立死の人数の調査が日本には全くないのでおかしんじゃないのかということをやっていたので、今回二年目ということになりました。

その中で、新たなデータをお示しをいただきました。四ページでありますけれども、孤立死率というのを出していただきました。人口に占める孤立死の割合、孤立死率ということを初めてこれを出していただいたんです。

四ページ目を見ますと、孤立死率が全体でいうと八十歳から下がってくるんですね、なぜか。女性の場合だけ取ると、八十五歳から下がってくるんですね、八十五歳以上から。これはどういうことか分かりますか。

○南政府参考人 お答えいたします。御質問について、孤立死者数の推計値における

年代差の理由を一概にお答えすることは困難でありますけれども、他の統計等から推測できることを申し上げますと、一般に、八十歳を超えた御高齢の方では、単身での生活が難しくなり、老人ホーム等へ入居される方が急に増えること、あるいは、訪問介護やヘルパーなどの介護サービスを利用する方が増えることなどに伴って、人口に占める孤立死者数の割合が減少する傾向になっているのではないかとというふうに推測をされるところであります。

○長妻委員 なるほどと思います。

やはり、お年になって介護を受けると、家にホームヘルパーさんが来られたり、施設に入って、周りに見守る人ができてくる。ただ、そこを受けていない、前の段階だと、孤立死のリスクというのが高いということがここから見えてくる。

そしてもう一つ、このデータ、孤立死率を見ますと、四十五歳から五十九歳までは倍、倍、倍、倍と、孤立死率が倍増しているんですね、どんどん。この年代が急に坂が、勾配が強くなっている。これはどうしてか、お分かりですか。

○南政府参考人 お答えいたします。

こちらにつきましては、年代差の理由を一概にお答えすることは困難ということを申し上げた上で、他の統計等により推測できることを申し上げます。例えば、厚生労働省の人口動態調査によれば、最新の令和六年の結果で見ますと、死亡者とその世代人口を比較した場合に、世代人口に占める死亡者数の割合が四十歳代からかなり上昇しているという傾向が見られまして、こうしたことが

御指摘の増加率に影響しているものではないかというふうには推測されるところでございます。

○長妻委員 この年代だと、恐らく、突然死の方々もおられるかもしれない、入院を経ずに不測の事態でお亡くなりになる方々ということもあるのかもしれないということ、是非この数字も分析していただきたいと思うんです。

この五ページですね、国会図書館に、孤立死の原因について、いろいろな有識者の方々の分析を一覧にさせていただきました。

これを見てみますと、一つは、孤立死の本質は貧困死であるとおっしゃる学者の方もおられます。餓死が多いのではないかとということで、格差が大きい中、貧困の中でお亡くなりになる。と同時に、低所得者層が孤立死の中では多い傾向がある。後期高齢者よりも前期高齢者に多い。先ほどの孤立死率とも符合するわけでございます。この貧困死という問題。

もう一つは、セルフネグレクトという問題。これを私は緩慢なる自殺というふうにも申し上げたことがあるんですけども、余りにも生活が苦しいので、自分は重い病気だとは思わなくても、お金もないので、医者にかからずに、このまま死ぬんだったら死んでいいかなということ、御自宅におられる等々、セルフネグレクトの要素というのもある。

もう一つは、自殺ということがある。孤立死における若年、壮年層の自殺割合が多いという分析もあります。

こういうことで、貧困死、セルフネグレクト、

自殺という三つのポイントがあるというふうに思っています。

ところが、六ページ目、政府の対策、孤立死予防に対する対策の例というのを出力していただきましたが、非常に何か表面的なんですよね。相談を充実しましょうとか、支援をしましょうとか、住居支援しましょうとか、見守りしましょうとか。ちよつと表面的なんですよ。

というのは、やはり、政府と議論していますと感ぜますのは、本当に、どういうルートで、どういう経路で孤立死に至るのかというのが十分把握されていないというふうに私は言わざるを得ないと思うんですね。

是非、政府にお願いしたいのは、大臣にお願いしたい、黄川田大臣が御担当です。数字は出していただきました、人数は。これはありがたいことなんです、孤立死がどういう経路で、どういう形でそこに至るのか。自殺対策では政府はやっていただいているんです、どういう経路で自殺に至るのか。そして、予防もいろいろ、ゲートキーパーを含めてやっていただきましたので、孤立死についても同じように、経路、どういうルートが多いのか、それを是非、調査、御検討いただきたいと思うんですが、いかがですか。

○黄川田国務大臣 生前において社会とのつながりを失い、孤立死に至らないよう、社会から孤立する方を一人でも減らしていくために何ができるのか、不断に検討していくことが必要であると認識しております。

政府においても、各地域における具体的な孤立

死の事例を把握していくことも必要であると考えておりまして、地方自治体や現場の方々からのヒアリングにも取り組んでできているところでございます。

こうした手段により、更に……（長妻委員「ルート、ルート。経路の調査」と呼ぶ）はい。こうした手段により、更に実態把握を努め、引き続き、関係省庁や地方自治体、NPO等と緊密に連携しながら、孤立死を予防するという観点も踏まえまして、改定した重点計画に基づきまして、つながりづくりを始めとする様々な取組を総合的に推進してまいりたいというふうに考えております。

○長妻委員 前回はそうなんですけれども、何か原稿をもちろん読んでいただくのはいいんですが、質問に答える答えをしていたらいいんですよ。経路ですね、どういうふうに孤立死に至るのか。例えば、失業があつて、こうなつて、こうなつてというふうな、多いルートというのがあるわけですよ。そういうのを分析して調査しませんかということを言っているんです。

○黄川田国務大臣 です。今申し上げているとおり、現場の声をヒアリングをして、そういうものもいろいろ聞いてきているところでございます。（長妻委員「ヒアリングじゃない、ルート。どういうふうにそうなるのか」と呼ぶ）ええ。だから、その聞くことによつて、様々な、今三つの過程を述べられておりますけれども、そういうところも見えてきて、それぞれの対策を行うというところだというふうに私は考えております。

○長妻委員 自民党から、分かりやすいというふ

うに言いましたけれども、全然分かりにくいと思いますよ。駄目だつて。

だから、検討でもいいんですけども、ルートのことなんです。自殺対策ではそれをやっているわけですよ。お分かりになつていらっしゃるんですね。例えば、こういうことが二つ三つ重なつて孤立死に至つたと。じゃ、孤立死に至つた方が、どういうふうな形で、全部調査するのは難しいですよ、サンプル調査をして、こうあつて、こうあつて、こうあつて、その方はこうなつた、そういう調査はしていないわけですよ。それを検討願えますかと言っているんですよ。別に大臣を責めているんじゃないですよ。

是非、大臣、前向きに検討するとおっしゃっていただきたい。

○黄川田国務大臣 申し上げておりますけれども、経路も含めて、地方自治体や現場の方々からのヒアリングや、有識者から助言などをいただくなどをして、各地域における具体的な孤立死の事例を把握してまいりたいと考えております。

○長妻委員 把握してまいりたいと。これは、役所に聞きますと、経路調査は一切していないというふうにおっしゃつていたので、これから、今少し前向きな答弁がありましたので、是非お願いします。

そして、食の安全について、前回に引き続き質問をさせていただきたいと思つています。

私は、食の安全にこの間取り組んでまいりましたけれども、日本は、先進国では、食の安全についての対策が最低レベルの国だと言わざるを得な

いんです。

ヨーロッパ諸国は予防原則というのを取って、まして、疑わしきは罰すという原則なんですね。ところが日本は、疑わしきは罰せず。もちろん、刑事事件なんかではそれはいいんですけれども、ただ、食の安全については、疑わしきは罰す、こういう方針で世界は、先進国は進んでいるにもかかわらず、日本はもう遅い、そして、やらないということがあります。

今回質問させていただくのはトランス脂肪酸についてなんですが、前回に引き続いて。食の安全というのは、日本においては、やはり廃りみたいなのがあつて、週刊誌が集中的に報道すると、わあつと盛り上がる。トランス脂肪酸も、二〇二〇年ちよつと前に盛り上がつて、しかし、盛り上がったけれども何にも変わらない。で、もう忘れてしまう。状況は変わっていないんですね。ただ、一部メーカーが少しトランス脂肪酸の含有量を減らすという努力は自主的にされているというのは聞いていますけれども、実態として、政府の規制とか安全評価は何にも変わらないということなんです。

前回の私の質問に対して黄川田大臣は、食品安全委員会担当大臣でもありますけれども、こういうふうにおっしゃいました。トランス脂肪酸については、冠動脈疾患の発症の増加の可能性、妊産婦、胎児等への健康への影響の関連が認められたということ、WHOもその摂取を規制値を出しておりますが、日本は規制も表示義務も何にもないということでもあります。

そこで、今日、国会図書館に最新のWHOの動向を調べていただきましたので、まず、WHOは最新の方針ではトランス脂肪酸についてはどんなことを言っていますか。

○河合国立国会図書館専門調査員 お答えいたします。

WHOは、二〇二四年に策定した事業計画の成果指標の一つとして、食品からトランス脂肪酸を排除し、ナトリウムと糖類の摂取量を削減するための国家政策を実施している国の数を掲げているなど、トランス脂肪酸を食品から排除する方針を取っております。

以上でございます。

○長妻委員 今聞いていただいたように、二〇二四年に策定した計画ですね。最近の策定で、トランス脂肪酸を食品から排除する方針を取っているということでもあります。

そして、この資料の七ページ、世界地図が色分けされているものがございますけれども、これもWHOが作った資料、世界保健機関が作った資料ですけれども、これについても、国会図書館、説明いただければ。

○河合国立国会図書館専門調査員 お答えいたします。

WHOのトランス脂肪酸国別スコアカードでは、トランス脂肪酸の削減に関する各国の取組は、その度合いに応じて、立法措置や規制措置など最良のトランス脂肪酸政策を実践していることを示す四を最高とし、何らかの国の政策の関与が認められる一を最低として、四段階のスコアに位置づけ

られています。

日本は二に位置づけられております。これは、特定の状況下でトランス脂肪酸を制限するなどの措置を講じていることを示すスコアでございます。日本以外のG7諸国は、例えば最高の四に位置づけられています。

以上でございます。

○長妻委員 日本以外のG7の国は、最高の四。四、三、二、一と優秀な順に並べて、日本は下から二番目。一応何で二番目かというと、この資料につけておりますが、十ページ目に、こういう通知は出したんですね。つまり、トランス脂肪酸について、含有量などについて、できれば情報を提供したらいなというふうな、別に法律に基づいていなくて、願望を書いた通知を出しただけにとどまるわけでありまして、もちろんこれが徹底されているわけではありません。

この七ページ目の資料の下に興味深いことが書いてあるんですが、現在、世界の人口の半数以上が強制的なトランス脂肪酸制限の対象となっている、五七・一%、世界の人口ですね。こういう表が出ておりますけれども、これは、現在というのはいつで、これは日本が含まれているのか、お答えいただければ。

○河合国立国会図書館専門調査員 お答えいたします。

現在とは、この資料の更新日である二〇二六年四月十四日であると考えられます。スコアカードにおける、強制的なトランス脂肪酸制限の対象となっている全人口の割合とは、ス

コアが三又は四の国に住んでいる世界人口の割合を意味しております。したがって、日本はこの国に含まれていないと考えております。

以上でございます。

○長妻委員 五七%の国、人口でいうと。日本は入っていないんですよ、これ。大丈夫ですか。しかも、これは、今おっしゃっていただいたように、二〇二六年のデータですからね。本当に大丈夫なのかということですよ。

もう一つ、業界にお話を聞きますと、懸念というのは、輸入品でどんどんどんトランス脂肪酸がすごいものが入ってきているんじゃないかというふうな懸念も聞いておりますけれども、輸入について、トランス脂肪酸をチェックはしていますか。

○佐々木政府参考人 お答えいたします。

我が国へ事業者が食品等を輸入する場合、食品中のトランス脂肪酸につきましては、食品衛生法に基づく規格基準が定められていないため、いわゆる輸入食品監視の対象にはなっておりません。

○長妻委員 どんなにトランス脂肪酸が例えば洋菓子とか冷凍パンとかに入っている、何のチェックもしないんですよ。これは別に厚労省が悪いとか、基準を大臣が作らないからですよ、日本はないからですよ。先進七か国で、日本だけ、ないんですよ。

それで、動脈硬化学会がこういう声明を出されました。ここに書いてあるのは、米国、カナダ、韓国、ウルグアイ、アルゼンチン、パラグアイ、ブラジル、香港、台湾などに食品を輸出している

日本の食品企業は、会社の規模を問わず、既に少なくともトランス脂肪酸の表示を実行していると言われているんですね。海外に出すのは実行しているんですよ、トランス脂肪酸の表示。

ところが、日本国内の消費者向けに販売される食品に関しても、表示を義務化することを切に要望する、つまり、日本の企業が、海外に出すのはトランス脂肪酸を表示しているんだけど、日本国内では規制がないから表示していない。こんなばかな話はないじゃないですか。だから義務化してほしいということを、日本動脈硬化学会がおっしゃっているんですよ。

大臣、検討ぐらいしませんか。規制をする、あるいは表示義務をかける。検討ぐらいしませんか。

○黄川田国務大臣 輸出品については、輸出先の要求に応じた対応として、必要な表示を行っているかと承知しております。輸出についてはですね。おっしゃるように、国内で販売されている食品については、食品表示法第四条第一項の規定により定められた食品表示基準の義務表示の策定においては、消費者の摂取状況等を踏まえた消費者への表示の必要性であること……（長妻委員「検討」「検討」と呼ぶ）ちよっと待ってください。事業者にとつて表示が実行可能であること、国際基準と整合していることの三点を全て満たすこととしております。

トランス脂肪酸の表示については、現時点において該当の三点の要件のいずれも満たしているとは言えないことにより、義務表示を事項としておりませんので……（長妻委員「規制の検討」と呼ぶ）

規制の検討はしないということでございます。○長妻委員 国民の皆さん、これを見ておられる方がいらつしやるかもしれないんですが、これはおかしいと思いませんか。先進七か国で日本だけですよ、規制がないのは。WHOにもこういうふうに言われているんですよ。しかも、輸出するときは表示するんですよ。

ある方のお菓子、ちよっとメーカー名は言いませんけれども、有名なお菓子がある国で買って、そこに書いてあるんですよ、トランス脂肪酸何グラム。同じお菓子が日本では書いていないわけですよ、あの表示で。海外の人には健康に留意するように出して、日本ではそれは出さないと。手間は同じじゃないですか、別に。何で日本で消しちゃうんですか。

だから、大臣、検討ぐらい言っていただけじゃないか。原稿には検討はしないと書いてあるんですよけれども、御自身でちよっと判断してください、そのぐらい。

○黄川田国務大臣 日本の状況は、従来から摂取量が一%以下となっておりまして、諸外国とは状況が異なるというふうに考えております。

したがって、先ほどお話ししましたように、義務表示の策定については、消費者の摂取状況等を踏まえた消費者への表示の必要性があることとされております。よって、検討はしないということでございます。

○長妻委員 政府がよく言うのは、九ページを見てください、これは政府からいただいた最新の資料なんです、日本は総エネルギー量の一%未満

だ、だからしないんだと言っているんですよ。ところが、1%未満の国がほとんどじゃないですか。していますよ、規制。表示義務もしている国がありますよ。1%未満だからという理由は破綻しているんですよ。

じゃ、聞きますよ。ほかの国は1%未満なのに規制している。日本は1%未満なのに規制していない。何でほかの国はしているんですか。

○黄川田国務大臣 その図にある国に対して言えば、現在は摂取量が1%を下回っておりますが、多くの国においては、過去には摂取量が1%を超えていたという事で伺っております。政策によって、現在は1%を下回っている。日本は、そもそも1%を下回っているという事でございますので、今、規制をする必要もございませんし、基準を設ける必要はないという事でございます。

○長妻委員 ほかの国でも、1%を下回っている国もあるわけですよ、前から。これは、基本的に、1%は平均なんですよ。取る人は取るわけですよ。だから、ほかの国は規制しているということなんです。

大臣、是非もうちよつと調べて、こういういいかげんな答弁は私は見過ごすことができないと思いますので、是非考え方を直していただきたいという事を申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。